

主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人両名の各上告趣意について。

論旨は、いずれも寛大な処分を求めるというのであるが、このような主張は上告の適法な理由には当らないので採用することができない。

よつて、旧刑訴四四六条に従い主文のとおり判決する。

以上は、裁判官全員の一致した意見である。

検察官 三堀博関与

昭和二五年一二月二六日

最高裁判所第三小法廷

| | | |
|--------|-------|-------|
| 裁判長裁判官 | 長 谷 川 | 太 一 郎 |
| 裁判官 | 井 上 | 登 |
| 裁判官 | 島 | 保 |
| 裁判官 | 河 村 | 又 介 |
| 裁判官 | 穂 積 | 重 遠 |